

藤塚小学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月10日策定

(平成30年2月28日改訂)

1 いじめ防止にむけた学校の考え方

〈いじめの定義〉

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(1) いじめを防止等に向けての基本理念

いじめ根絶に向けて、次のような重点方針を定めて未然防止に向けて組織的に取り組む。

○いじめの未然防止に向けて、あらゆる教育活動の場で、教職員は児童との豊かな人間関係を築き適切な指導を継続する。

- ・挨拶運動を重視し、互いに認め合う協同生活の基本の定着を図り、一人ひとりの子どもの児童理解を深め、確かな居場所づくりをする。
- ・授業や行事の中ですべて児童が活躍できる場面をつくり出し、「子ども同士の絆づくり」を促す。

○いじめの早期発見と迅速な早期対応により、いじめの未然防止に向け、教職員が一体となった取組を継続的に行う。

- ・いじめを見逃さない体制と迅速な情報交換をする教職員体制を構築します。
- ・児童が学校において安心して相談できる人間関係を築くとともに、関係機関との教育相談体制を構築する。

○日常的に児童や保護者との情報交換ができるようにし、重大事態にいたることのないよう保護者および各関係機関と協働体制を構築し支援環境づくりを行う。

- ・児童の日常的な観察や学校での状況を面談等の機会を捉えて保護者に知らせたり、経過について報告したりします。
- ・関係諸機関と連携強化することにより、いじめの発生状況に応じた適切な対処と措置を行う。

2 「学校いじめ防止対策委員会」

(1) 委員会への構成員

校長・副校長・教務主任・児童支援専任・養護教諭・児童指導部・担当学年必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

(2) 委員会の運営

「学校いじめ防止委員会」を常設し、月一回以上、定期的を開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止委員会」を開催する。校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(3) 委員会の活動内容

○未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び児童及び保護者に周知

○早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係わる情報の収集と記録、共有
- ・いじめ(「疑い」を含む)を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

○組織の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係わる校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ基本方針の見直し(PDCA サイクルの実行を含む)

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

- 学校教育の基盤を人権教育におき、教材開発、適切な指導と評価による自己肯定感・有用感のもてる教育活動を展開する。
- スポーツフェスティバルや絆活動による異年齢集団の活動を通して、自己の存在の大切や集団への帰属意識や貢献している自己有用感がもてるようにする。
- 児童会で行う「あいさつ運動、集会活動、長縄大会等」の機会を通してともに社会に貢献する大切な仲間として、認め合い、尊重し合える人間関係づくりに取り組む。
- Y P アセスメントを計画的に活用することにより、児童の人間関係を把握して、よりよい集団づくりができるようにする。

(2) いじめの早期発見

- 教職員は具体的事例、事案事案対処の方策等について研修を行い、いじめを見抜く目と感性を磨き、課題解決のための指導向上を目指す。
- いじめを早期に発見するため、児童に対する定期的なアンケートを年2回行い、児童理解に努め、全職員で共有して適切な支援を行う。
- 日頃の児童の様子をよく観察して、トラブルや変化が起きた時には、必要に応じて保護者との連絡を密にして、一人ひとりの児童の状況を把握するようにする。

- いじめ相談担当窓口は児童支援専任とする。
- 児童及び保護者からいじめの疑いのあるような訴えや連絡があった場合には、教職員による聞き取りを行い、これに基づき、いじめ防止対策委員会で対処する。
- インターネットを通じたいじめ防止に向けて、関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講ずる。

(3) いじめに対する処置

- いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まずに、いじめ防止対策委員会が中核となり、速やかに対応する。
- いじめの被害があった場合には、被害児童の保護を最優先して、加害児童及び保護者に対しては、確かな根拠に基づき、厳正にして適切な指導により解決を図る。
- 必要に応じて、警察署等関係機関、専門機関との連携を図り、迅速対応する。

(4) いじめの解消

- いじめの解消に至るまでの支援として、継続的に見守り体制を複数の目で行い、定期的に情報共有していく。保護者との連携も定期的に行う。

〈いじめの解消の要件〉
 少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 ① いじめの行為が少なくとも3ヶ月(目安)止んでいること
 ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと


(5) 教職員等への研修

- いじめの定義理解を含む教職員の研修（4月）
- 児童の心理や行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる実践的な研修等（7月）

(6) 地域と連携した会議等の活用

- 「ふじっ子育成懇話会」「橘中学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題や学校が抱えている課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

(7) 取組の年間計画

月	取組内容（教職員）	（児童）
4月	いじめ防止対策委員会設置 いじめ防止基本方針の確認と研修	「児童会テーマと年間計画」決定
5月	学校説明会、YPアセスメント① 絆活動に向けての児童理解の共有	児童会による「全校あいさつ運動」の実施
6月	いじめアンケート① ふじっ子育成懇話会 橘中学校・家庭・地域連携事業	

7月	いじめアンケート結果報告 いじめ研修	横浜子ども会議 (中学ブロックでの話し合い)
9月	S F に向けての児童理解	
10月	ふじっ子育成懇話会	「横浜子ども会議」の 取組発表
11月	YP アセスメント② いじめアンケート②	
12月	人権研修 いじめアンケート結果報告	人権教室
2月	YP アセスメント③ ふじっ子育成懇話会	
年間	いじめ防止対策委員会 (月一回以上・随時)	

4 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめ重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

- 重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。
- いじめ防止対策委員会を中核として、直ちに対処する。
- 再発防止を視点においた調査を実施します。調査結果は教育委員会に報告する。
- いじめを受けた児童や保護者に、調査によって明らかになった事実関係を関係者の個人情報に十分配慮して報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流について、少なくとも年一回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCAサイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

